

## 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：外国為替及び外国貿易法

規制の名称：安全保障に関連する貨物や技術の国外流出を防止するための貿易管理等の強化に係る規制

規制の区分：新設、改正  拡充、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理政策課

評価実施時期：令和5年3月

### 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

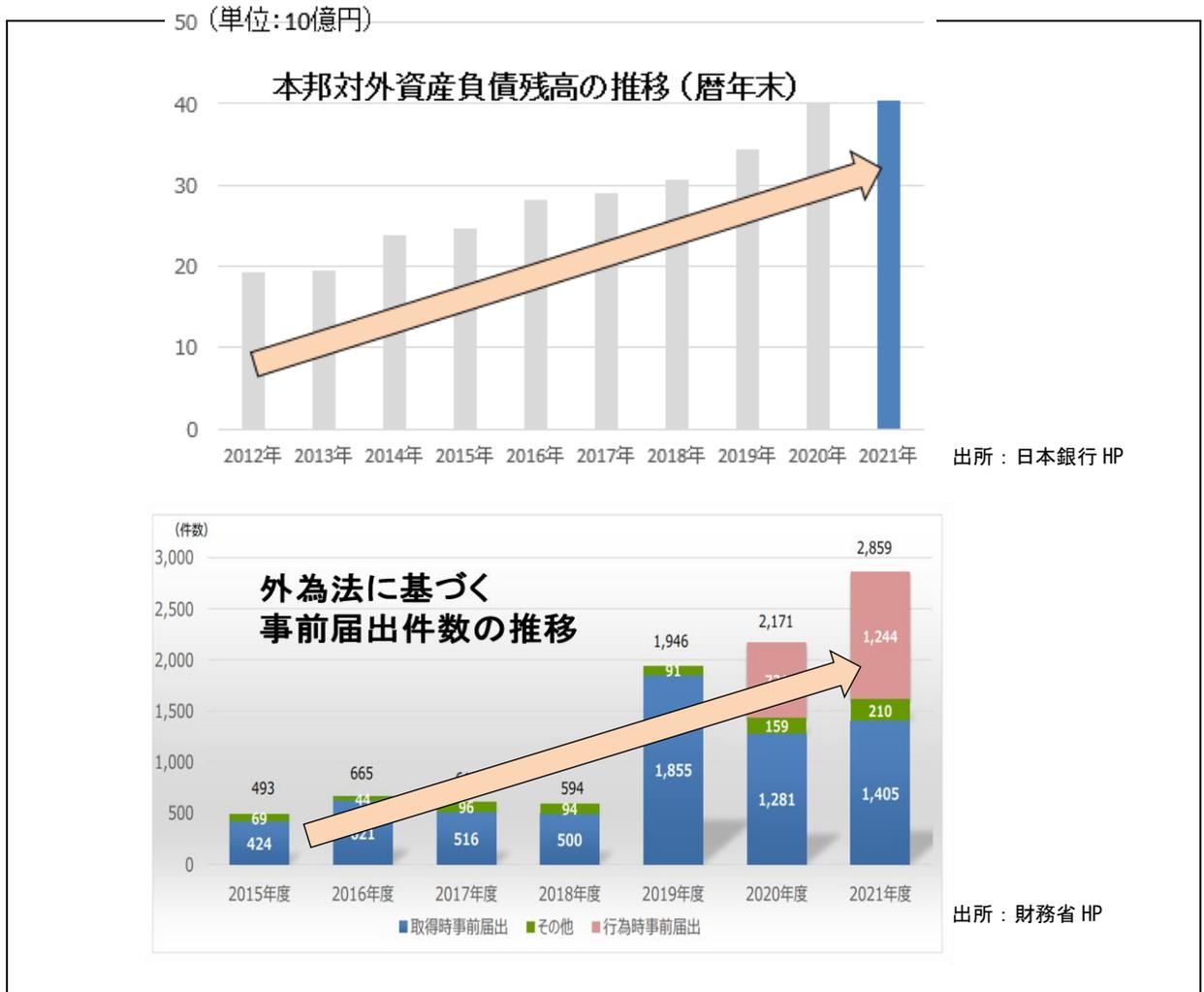
#### 【輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化】

事業の国際化の加速等に伴う安全保障に関連する貨物や技術の海外への流出懸念の増大という課題に関して、事業の国際化等の進展とともに外為法の違反案件も継続的に発生していることから、規制の導入前と同様にその取り巻く状況に変化はなく、引き続き国際的な流出懸念が存在する。また、事前評価時に想定していなかった影響は発現していない。

#### 【対内直接投資規制の強化】

事前評価の対象とした「特定取得（外国投資家が他の外国投資家から非上場の株式等を取得すること）」の規制は、事業の国際化の加速等に伴い安全保障に関連する技術等又は貨物の海外への流出の懸念が増大する中で、また、国内的にも会社法改正等の持ち株会社解禁の動きを受けて非上場会社の株式取引の機会が増える傾向が見られる中で導入されたもの。

事前評価で掲げた先進技術獲得等を目的とした対内直接投資の増加との課題に関して、規制導入後であっても以下「本邦対外資産負債残高の推移」のとおり対内直接投資（ストック）は増加の傾向。これらは事前評価時より見られた傾向であり、想定していなかった影響は発現していない。また外為法に基づく告示で指定された業種に係る投資行為等に係る事前届出の件数についても、同様に増加の傾向にある。



② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

**【輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化】**  
 仮に当該規制措置を実施しなかった場合、違法輸出に対する抑止力強化が達成されず、日本の武器や軍事転用可能な貨物・技術が、日本や国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等の懸念活動を行うおそれのある者に渡るような事態がより多く発生していた可能性がある。

**【対内直接投資規制の強化】**  
 仮に当該規制を導入しなかった場合、外国投資家間で制約無いままに取引が行われることで、場合により国の安全を損なうおそれのある事態が生じていた可能性がある。また、当該事態を避けるためには、外国投資家による当初の株式取得等の段階よりあらゆる将来リスクを踏まえた慎重な審査を行わざるを得ず、健全な投資環境の形成が阻害された可能性がある。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

#### 【輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化】

規制の事前評価後、当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかったため、引き続き同様の措置を継続することが妥当である。

#### 【対内直接投資規制の強化】

規制の事前評価後には、①のとおり対内直接投資は増加傾向にあるが、当初想定されたものであり、当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められず。事前評価の対象規制である特定取得は、事業の国際化の加速等に伴い安全保障に関連する技術等又は貨物の海外への流出の懸念が増大する中で、また、国内的にも会社法改正等の持ち株会社解禁の動きを受けて非上場会社の株式取引の機会が増える傾向が見られる中で導入されたもの。引き続きその状況に変わりはない。事前評価後にも、引き続き対内直接投資は増加の傾向にあること、また外為法に基づく事前届出件数についても増加の傾向にあること、加えて特定取得自体の届出の件数も 2017 年の導入以降増加の傾向にあることから、引き続き特定取得として国の安全を損なうおそれの有無の観点より審査を行う当該規制を継続することは妥当である。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

#### 【輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化】

当該規制強化は、罰則の水準及び行政制裁の水準・対象が強化されるものであり、対象となる企業や大学等に新たな業務が追加されるものではないことから、遵守費用は事前の想定どおり発生していない。

#### 【対内直接投資規制の強化】

事前評価書では、「外国投資家が別の外国投資家から非上場の日本企業の株式を取得する際、外部弁護士や企業内法務部等において外為法に基づく特定取得届出手続への対応費用が発生する」

と推計。実際には、基本的には従前の事前届出と同程度の届出書類や考慮要素に基づく審査への対応が求められており、事前評価時に想定された費用推計とかい離するものではない。なお、人員数・作業時間等は各届出者の状況により異なるため定量的な推計は困難。

## ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

### 【輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化】

#### 〔行政費用〕

行政制裁に関して、制裁の対象者に対する継続的な監視（立入検査含む）のための費用の発生を見込んでいたが、監視の具体的な内容を記載することは、今後行政制裁を科す事案が発生した際に検査等の手法が推測されるおそれがあることから困難である。

一般的に監視の一つの手法として想定される立入検査にかかる行政費用を算出すると、行政制裁を科した事業者に対して職員2名で検査に8時間を要すると仮定して、約2,600円/時間（※）×2人×8時間×1回=約41,600円の費用が生じる。規制の導入により、監視期間が増加するため、この種の費用が追加的に発生するが、上述のとおり具体的な内容に係る記述は困難である。

#### 〔費用推計との比較〕

費用推計とのかい離は生じていない。

### 【対内直接投資規制の強化】

#### 〔行政費用〕

どの程度の審査時間を要するかについては、案件により異なるため定量的な推計は困難。仮に、1件当たり担当審査官1人で1日1時間にて21.4日（投資禁止期間の30日間を審査に要する期間と見なし土日を除いて算出）の審査を行うと仮定すれば、約2,600円/時間（※）×1人×1時間×21.4日=55,640円の行政費用となる。

#### 〔費用推計との比較〕

基本的には従前の事前届出と同程度の届出書類や考慮要素に基づく審査が行われているおり、事前評価時に想定された費用推計とのかい離は生じていない。

※1時間当たりの人件費を以下のとおり算出。

413,064円（国家公務員（全職員）の平均給与月額）÷（8時間×5日×4週）=約2,600円  
（平均給与月額は「令和4年国家公務員給与等実態調査の結果概要（令和4年9月人事院）」より）

## ⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

### 【輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化】

#### [効果]

当該規制措置の導入と違反事案の未然防止との因果関係を明らかにすることが困難であるため、効果の定量化は難しいが、当該規制措置の導入により輸出・技術取引規制における罰則の強化や輸出規制における行政制裁が強化され、違法輸出等に対する抑止力が強化されている。

#### [効果予測との比較]

効果予測とのかい離は生じていない。

### 【対内直接投資規制の強化】

#### [効果]

事前評価時においては特定取得の規制の導入に当たって、事業の国際化の加速等に伴い安全保障に関連する技術等又は貨物の海外への流出の懸念が増大する中で、また、国内的にも会社法改正等の持ち株会社解禁の動きを受けて非上場会社の株式取引の機会が増える傾向が見られる中で、国の安全を損なうおそれのある投資行為を未然に防ぐことを目的として導入したもの。引き続きその状況に変わりはない。

当該規制強化による効果についての定量化は難しいところではあるが、特定取得を導入しない場合は外国投資家間で制約無いままに非上場会社の株式等の取引が行われることとなり、場合により国の安全を損なうおそれのある事態が生じる懸念が払拭できないことに対して、本規制を導入することにより、国の安全を損なうおそれのある投資行為を未然に防ぐとの効果を、加えて、外国投資家間の非上場会社の株式取引等と必要最小限度の規制とすることで健全な投資環境を維持するとの効果を発現している。

#### [効果予測との比較]

効果予測とのかい離は生じていない。

## ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

### 【輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化】

悪意を持って違反を行う者に対するリスクが増大し、違法輸出等に対する抑止力が強化されているが、その効果の金銭価値化は困難である。

**【対内直接投資規制の強化】**

特定取得は、国の安全を損なうおそれのある投資行為を未然に防ぐことを目的として導入したものの。特定取得の審査により、国の安全を損なうおそれのある投資行為を未然に防ぐことや健全な投資環境を維持するとの事前評価時に見込んだ効果を発現しているが、その効果の金銭価値化は困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

**【輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化】、【対内直接投資規制の強化】**

規制の事前評価時に意図していなかった副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響についても、特段、把握されたものはない。

### **3 考察**

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

**【輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化】**

当該規制措置の導入により、行政制裁の強化に伴う、制裁の対象者に対する継続的な監視（立入検査含む）のための行政費用（人件費等）（上記2. ⑤参照）が発生している。

一方、効果としては、輸出・技術取引規制における罰則の強化や輸出規制における行政制裁が強化され、違法輸出等に対する抑止力が強化されている。（上記2. ⑥参照）。

効果の定量化・金銭価値化は困難であるが、「罰則及び行政制裁等を強化することを通じて悪意を持った者にとっての違反リスクを増大させることで、違法輸出等に対する抑止力強化が図られる」という効果は、費用を十分に上回り、今後も同様の効果が発生すると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。

**【対内直接投資規制の強化】**

費用について、外国投資家が別の外国投資家から非上場会社の株式等を取得する際、外部弁護士や企業内法務部等において外為法に基づく特定取得届出手続への対応費用が発生している。

一方、効果については、特定取得を導入しない場合は外国投資家間で制約無いままに非上場会社の株式等の取引が行われると場合により国の安全を損なうおそれのある事態が生じる懸念が払拭できないことに対して、本規制を導入することにより、国の安全を損なうおそれのある投資行為を未然に防ぐとの効果を、加えて外国投資家間の非上場会社の株式取引等と必要最小限度の規制とすることで健全な投資環境を維持するとの効果を発現している。

効果の定量化・金銭価値化は困難であるが、その効果は費用を十分に上回り、今後も同様の効果が発生すると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

# 安全保障に関連する貨物や技術の国外流出を防止するための 貿易管理等の強化に係る規制の影響の事前評価書

## 1. 政策の名称

安全保障に関連する貨物や技術の国外流出を防止するための貿易管理等の強化

## 2. 担当部局

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理政策課長 奥家敏和  
電話番号：03-3501-2863 e-mail：anpo-seisaku@meti.go.jp

## 3. 評価実施時期

平成29年3月

## 4. 規制の目的、内容及び必要性等

### (1) 規制の目的

事業の国際化の加速等に伴い、安全保障に関連する技術又は貨物の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく貨物の無許可輸出及び技術の無許可取引に対する罰則を強化するなど、我が国の安全保障貿易管理の強化を図る。（新規規制の内容は下記（2）、必要性は（3）を参照のこと。）

### (2) 規制の内容

安全保障貿易管理に係る環境変化に対応するため、今次の外為法の改正においては、罰則の強化をはじめとする下記の3つの措置を講ずる。

#### 【輸出入・技術取引規制における罰則の強化】

無許可輸出又は無許可技術提供についての個人に対する罰金の上限を、その対象貨物・技術に応じ、①大量破壊兵器関連の場合に1000万円から3000万円に、②通常兵器関連の場合に700万円から2000万円に、③その他の場合に500万円から1000万円に引き上げるとともに、法人に対する罰金の重科規定を新設し、①の場合10億円以下、②の場合7億円以下、③の場合5億円以下とする。

### 【輸出入規制における行政制裁等の強化】

外為法第10条第1項の閣議決定により導入された輸出入の承認規制に違反した者に対する行政制裁（輸出入禁止）の期間の上限を1年から3年に延長する。

外為法第53条第1項又は第2項の行政制裁を行った場合に、その行政制裁逃れのような潜脱行為を防止するため、当該行政制裁と同じ期間に限り、違法行為を行った主犯となる役員等が、個人業として同じ業務を開始したり、別の法人の同じ業務の担当役員等に就任したりすることを禁止することができることとする。

また、立入検査の対象に、外為法の適用を受ける取引、行為等を行った者及びその関係者を追加する。

### 【対内直接投資規制の強化】

外国投資家が非上場会社の株式を別の外国投資家から取得する際、国の安全を損なうおそれ大きいものについては、当該株式発行会社の事業内容によって審査付事前届出制を要するようになるとともに、国の安全を損なうおそれがある場合には、違法状態を除去するための行政命令を政府が発動できる権限を新設する。

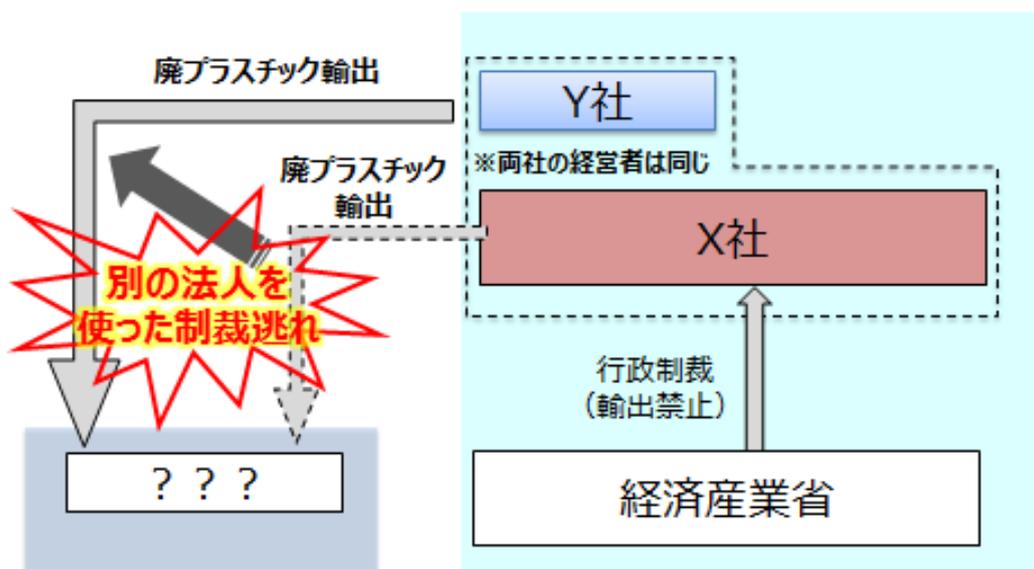
### （3）規制の必要性

近年、ネットワークが発達し、物流や商流が複雑になるにつれて、我が国の審査当局の目を欺くような不正取引が増加しており、具体的に以下のような事実が確認されている。

#### ①輸出禁止命令の潜脱行為

外為法第48条の許可が必要な貨物を無許可で輸出した者に対して、外為法第53条に基づき一定期間の輸出禁止を命令したところ、当該会社の役員が新たに別会社の輸出担当役員となり、同じ貨物の輸出を継続するような事例が発生している。

#### 【参考1】輸出禁止命令潜脱行為の事例



## ② 第三国を経由した迂回輸出

北朝鮮による度重なる核実験等の挑発行動に対し、外為法第10条第1項の規定に基づき閣議決定を行い、北朝鮮との間での輸出入を承認制に係らしめ、事実上承認を行わないことにより全面禁止しているが、第三国を経由して無承認で輸出入を行う事例が発生している。

## ③ 先進技術獲得等を目的とした対内直接投資の増加

世界の国々の対外直接投資のストックが増加傾向にある中で、中国やロシアなどの新興国の存在感が増してきており、平成27年の対外直接投資額（ストック）の新興・途上国シェアは約2割を占めるに至った（10年前は約1割）。その中の一部の投資案件について、先進国が新興国からの投資を拒絶する案件が発生している。例えば、平成28年に中国の投資ファンドである福建宏芯投資基金が、化合物半導体向け製造装置メーカーであるドイツのアイクストロンの買収を試みた件では、ドイツ政府は一度これを認可したものの、技術の機微性の観点から、後に認可を取り消し、審査再開を発表した。また、米国にあるアイクストロンの子会社に対しては、米国大統領が買収計画の中止を命令した。結果として、福建宏芯投資基金は同買収提案を取り下げることとなった。

【参考2】（フロー）対外直接投資額 上位10カ国

(単位：10億ドル)

	2005年	2010年	2012年*	2014年	2015年	
1	オランダ	米国	米国	米国	米国	300
2	イギリス	ドイツ	日本	香港	日本	129
3	ドイツ	香港	中国	中国	中国	128
4	フランス	スイス	香港	日本	オランダ	113
5	スイス	中国	イギリス	ドイツ	アイルランド	102
6	日本	オランダ	ドイツ	ヴァージン諸島	ドイツ	94
7	スペイン	日本	カナダ	ロシア	ヴァージン諸島	76
8	イタリア	ヴァージン諸島	ロシア	オランダ	スイス	70
9	ベルギー	フランス	スイス	カナダ	カナダ	67
10	スウェーデン	イギリス	ヴァージン諸島	アイルランド	香港	55

〔注〕 青：先進国、赤：新興・途上国及び市場経済移行国、  
いずれも UNCTAD の区分に基づく

〔出典〕 〔出所〕 UNCTAD レポート(2016年、2013年\*)

④上記①～③の事情による我が国等の安全保障を損なうおそれの増加

こうした違法な輸出入や、対内直接投資を通じて、機微技術が流出するなどにより、我が国や国際的な安全保障が損なわれるおそれが増大していることから、輸出入や対内直接投資に係る規制の実効性を向上させるための制度改正を行う必要がある。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

【輸出入・技術取引規制における罰則の強化】

- ・ 外為法（改正後）第 69 条の 6～第 70 条、第 72 条、第 73 条

【輸出入規制における行政制裁等の強化】

- ・ 外為法（改正後）第 53 条、第 68 条

【対内直接投資規制の強化】

- ・ 外為法（改正後）第 26 条～第 29 条、第 69 条の 3

今回の外為法改正に伴い、今後、その施行のために、輸出貿易管理令等の下位法令が整備される予定であるが、本影響評価の分析に実質的な変更がある場合には、改めて評価を行うこととする。

5. 想定される代替案

(1) 輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化

自主規制団体を通じて、輸出入・技術取引を行う個人や法人に対してビジネス上のリスクについて情報提供を行った上で、遵法意識の醸成を図る。

(2) 対内直接投資規制の強化

我が国の非上場企業の株式が始めに外国投資家の手に渡る段階で、その後当該株式が他の外国投資家に渡る可能性やそれに伴う安全保障上のリスクを考慮に入れた上で審査を行うとともに、上場、非上場を問わず対内直接投資に係る将来の違法状態発生の可能性について厳格に審査を行う。

6. 規制の費用

(1) 輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化

	改正案	代替案
遵守費用	罰則の水準及び行政制裁の水準・対象が強化されるものであり、規制を遵守す	自主規制団体において企業・大学等への周知のための体制整備及び広報費用が

	べき企業・大学等に追加的費用は発生しない。	追加で発生する。
行政費用	行政制裁については、制裁の対象者が個人業として同じ業務を開始する等がないよう、継続的な監視（立入検査含む）のための費用が発生する。	抑止力が不十分であることから、違反事案が発生した場合、当該事案への対処や再発防止の取組（企業・大学等への更なる周知徹底など）のため追加費用の発生が想定される。
その他の社会的費用	特に発生する費用は想定できない。	特に発生する費用は想定できない。

## （２）対内直接投資規制の強化

### ①外国投資家間の非上場株式取引規制

	改正案	代替案
遵守費用	外国投資家が別の外国投資家から非上場の日本企業の株式を取得する際、日本政府の審査への対応費用が発生する。	非上場の日本企業の株式の取得について、日本政府による審査が厳格化するため、外国投資家は日本企業の株式を取得する際に、自ら懸念を払拭するための費用（当該投資案件や投資家自身に関する情報提供など）がこれまで以上に発生する。
行政費用	上記審査を行う費用が発生する。	政府は外国投資家による日本企業の株式取得を審査する際に、より多くの可能性を考慮に入れた上で審査を行う必要があり、そのための費用が発生する。
その他の社会的費用	外国投資家間における非上場日本企業の株式取得案件の一部は、政府の審査において変更又は中止の勧告・命令を受け、当初通りには投資が実行できなくなる。	投資審査において、政府による慎重な審査が行われることにより、健全な投資環境の形成が阻害される可能性がある。

②違法状態除去のための行政命令新設

	改正案	代替案
遵守費用	法令を遵守している外国投資家には、追加の費用は発生しない。	上場及び非上場の日本企業の株式の取得について、日本政府による審査が厳格化するため、外国投資家は日本企業の株式を取得する際に、自ら懸念を払拭するための費用（当該投資案件や投資家自身に関する情報提供など）がこれまで以上に発生する。
行政費用	投資に伴う違法状態を除去するための行政命令を実施するための費用（情報収集費など）が発生する。	政府は外国投資家による日本企業の株式取得を審査する際に、より多くの可能性を考慮に入れた上で審査を行う必要があり、そのための費用が発生する。
その他の社会的費用	特に発生する費用は想定できない。	投資審査において、政府による慎重な審査が行われることにより、健全な投資環境の形成が阻害される可能性がある。

## 7. 規制の便益

### (1) 輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化

	改正案	代替案
便益	<p>悪意を持った者にとって違法輸出等を犯すことについてのリスクを増大させ、抑止力が強化される。</p> <p>特に行政制裁については、違法輸出等を行った企業の中の個人の悪質性に着目して行政制裁を行うことで、法令上輸出入の許可・承認の対象となっていない貨物も含め行政制裁の対象とすることが可能となるため、抑止力を大幅に強化するとともに、これまで存在していた行政制裁の抜け穴を塞ぐことができる。</p>	<p>企業・大学等の一定の遵法意識の醸成は期待できるが、任意の措置に依るため、抑止力が大きく向上するものとはならず、効果は限定的。</p>

### (2) 対内直接投資規制の強化

#### ①外国投資家間の非上場株式取引規制

	改正案	代替案
便益	<p>外国投資家が非上場会社の株式を別の外国投資家からの取得する際、当該株式発行会社の事業内容によって審査付事前届出制を要するようにすることで、安全保障に影響を及ぼす投資を事前に防ぐことが可能になり、我が国の安全保障上のリスクを大きく減じることとなる。</p>	<p>安全保障上のリスクを減じようとするべく審査を行うことが可能だが、あらゆる将来リスクを踏まえた慎重な審査を行うことにより、健全な投資環境の形成が阻害される可能性がある。</p>

## ②違法状態除去のための行政命令新設

	改正案	代替案
便益	違法状態を除去するための行政命令発動権の新設により、違法な対内直接投資への抑止力が強化され、より健全な投資環境を醸成できる。	安全保障上のリスクを減じるべく審査を行うことが可能だが、あらゆる将来リスクを踏まえた慎重な審査を行うことにより、健全な投資環境の形成が阻害される可能性がある。

## 8. 政策評価の結果

### (1) 輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化

改正案は、罰則及び行政制裁等を強化することとしており、悪意を持った者にとってのリスクを増大させることで、違法輸出等に対する抑止力強化が見込める。特に、行政制裁についてはその期間の延長と、禁止行為を拡大する事としており、政府として監視対象及び監視期間の増加に伴う費用が発生するが、遵守すべき規制の内容に変更はないため、遵守者にとっての追加的費用は発生せず、不利益を被る者は、違法輸出等を行った者に限定される。また、違法輸出等を行った企業の中の個人の悪質性に着目して制裁を行う事ができるため、これまでの行政制裁よりも実効性に優れる。

一方、代替案は、自主規制団体による周知等のための追加費用が発生することに加え、抑止力不足によって違反事案が発生した際には、当該事案への対処や再発防止の取組のため、政府及び企業・大学等に追加費用の発生が想定される。さらに、企業・大学等に対して遵法意識を醸成していくものであり、抑止力の向上が一定程度期待できるが、悪意を持って違法輸出等を試みる者に対しては実効性がなく、抑止力向上の効果については限定的である。

以上より、規制目的達成のための手段として、代替案には一定の効果は認められ得るものの、実効性及び費用の観点から改正案が妥当と評価できる。

### (2) 対内直接投資規制の強化

#### ①外国投資家間の非上場株式取引規制

改正案は、これまで審査の対象となっていなかった非上場企業の外国投資家間取引が審査対象に加えられるため、その分の遵守費用も行政費用も増加する。また、外国投資家間における非上場日本企業の株式取得案件の一部は、政府の審査において変更又は中止の勧告・命令を受け、当初通りには投資が実行できなくなる。しかし、改正案は我が国の安全保障上のリスクを大きく減じることができる。

一方、代替案においては、法目的達成のために、政府は将来について様々な可能性

を考慮に入れながら審査をする必要が生じる。事前に外国投資家によるあらゆる行動を見すえた審査を行う事は実質的に困難であり、あらゆる将来リスクを踏まえた慎重な審査を行うことは、安全保障上のリスクを減じるためであったとしても、健全な投資環境の形成が阻害される可能性がある。また、外国投資家もそれに対してあらゆる懸念を払拭するための追加費用が生じる。

以上より、いずれの案も安全保障上のリスクを低減することは可能だが、同じ法目的を追求した際に、代替案においては、不確実な将来を勘案し、必要以上の規制となってしまう、ひいては健全な投資環境の形成を阻害してしまう可能性がある。そのため、改正案が妥当と評価できる。

#### ②違法状態除去のための行政命令新設

改正案は、政府が新たな行政命令の権限を得るため、その執行のための行政費用は増加する。しかし、違法な対内直接投資への抑止力が強化されることとなるため、より健全な投資環境を醸成できる。

一方、代替案においては、法目的達成のために、政府は将来について様々な可能性を考慮に入れながら審査をする必要が生じる。事前に外国投資家によるあらゆる行動を見すえた審査を行う事は実質的に困難であり、あらゆる将来リスクを踏まえた慎重な審査を行うことは、安全保障上のリスクを減じるためであったとしても、健全な投資環境の形成が阻害される可能性がある。また、外国投資家もそれに対してあらゆる懸念を払拭するための追加費用が生じる。

以上より、いずれの案も安全保障上のリスクを低減することは可能だが、同じ法目的を追求した際に、代替案においては、不確実な将来を勘案し、必要以上の規制となってしまう、ひいては健全な投資環境の形成を阻害してしまう可能性がある。そのため、改正案が妥当と評価できる。

### 9. 有識者の見解その他の関連事項

産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会において、安全保障貿易管理政策のあるべき姿について、近年の我が国を取り巻く安全保障環境や技術管理を取り巻く環境を勘案しながら慎重に検討してきたところである。また、制度改正後は、新しい規制への移行の周知や徹底のため、説明会などを予定している。

### 10. レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後5年を経過した時点において、本法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定である。